

特定非営利活動法人（NPO 法人） さくらんぼの風 会員規約

この会員規約は（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人さくらんぼの風（以下「当法人」という）と、当法人の会員（以下「会員」という）との関係に適用する。

第1条（目的）

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

第2条（会員の定義）

- 1 会員とは、当法人のすべての職種別の会員の総称をいう。
- 2 正会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動及び事業を推進する個人の会員をいう。
- 3 活動会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動に参加する個人の会員をいう。
- 4 賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動を援助する個人及び団体の会員をいう。

第3条（入会申込）

入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に郵送、FAX、E-mail、または当法人に直接提出することとする。入会申込書を提出しその後当法人より入会金、年会費の通知後、入会金、年会費を支払うものとする。入金確認ができたときに入会が成立し、入会后会員証を発行し会員に送付する。

第4条（入会金及び年会費）

- 1 入会金及び年会費は次のように定める。

正会員 入会金 2,000 円 年会費 4,000 円

活動会員 入会金 2,000 円 年会費 3,000 円

賛助会員 入会金 2,000 円 年会費 一口 2,000 円

- 2 入会月により、年会費が月割り計算になることがある。その場合は当法人より年会費入金額を明示することとし、その後の支払いとなる。

第5条（入会の成立）

入会は、前項に定める入会申込に対して、事務局が入会申込書と第3条に定める入会金及び年会費の入金を確認したときに成立する。

第6条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が当法人定款第7条に該当する場合、あるいは次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (3) 入会金、初年度年会費を指定期限日を過ぎても未納の場合

第7条（会員資格の有効期間）

- 1 会員資格の有効期間は、当法人決算月末日（毎年3月31日）までとする。
- 2 有効期間満了前に当法人より継続のための案内を送付する。その案内により、次年度の年会費を指定期限日までに納入することにより会員期間を1年延長することができる。

第8条（会員特典）

- 1 正会員は、以下に掲げる特典を受けることができる。
 - (1) 当法人が主催する講習会や勉強会、その他イベント等に会員価格で参加することができる。
 - (2) イベント等で周辺地域の方々と交流を深めることができ、情報交換なども行うことができる。
 - (3) 会員自らが様々な企画などを計画し、実行することができる。
- 2 活動会員は、以下に掲げる特典を受けることができる。
 - (1) 当法人が主催する講習会や勉強会、その他イベント等に会員価格で参加することができる。
 - (2) イベント等で周辺地域の方々と交流を深めることができ、情報交換なども行うことができる。
- 3 賛助会員は、以下に掲げる特典を受けることができる。
イベント等で周辺地域の方々と交流を深めることができ、情報交換なども行うことができる。

第9条（総会における表決権）

- 1 当法人は年1回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関する決定を行う。
- 2 総会は、当法人定款に定めるとおり、正会員をもって構成する。

第10条（個人会員の資格継承）

個人で入会した会員が、退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとする。第三者への資格継承はできないものとする。

第 11 条（団体会員の資格継承）

団体で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面にて当法人に通知する必要がある。

第 12 条（会員情報の変更）

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

第 13 条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第 14 条（除名）

1 当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき。
- (2) この会員規約に違反したとき。
- (3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (4) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (5) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第 15 条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第 16 条（抛出金品の不返還）

既に納入した入会金、年会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 17 条（損害賠償）

1 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

2 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

第 18 条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。